

(5) 意見

・「管理事業者法」の立法の趣旨の一つとして「デジタル化、ネットワーク化という環境下における権利の集中管理の必要性」（「著作権等管理事業者法詳細解説」(<http://www.netlaw.co.jp/syochou/jigyuu/comment.html>)が挙げられているが、運用上、必ずしもその趣旨が生かされていないのではないか。

・広く著作物の権利保護と公益利用のバランスの観点から考えて、管理事業者には委託者の（広い意味での）利益となるためなら、委託契約約款の文言にとらわれない柔軟な裁量権を与えるべきと考える。

・料金の適用においても、管理事業者は委託者にとって、長い目を見た上で利益となると判断されるならば、無料を含めた柔軟な料金体系を管理事業者の裁量において決めることが出来るようにすべきであり、新しい技術への対応についても同様に幅広い裁量権を認めるべきである。

・上記「詳細解説」でも指摘されているように昨今のIT（情報通信）技術の急速な進歩により、旧来の情報伝達方法が常に更新されている。このような時代に、特に公衆送信に係る権利については、委託契約約款の文言のみに縛られて管理事業者が柔軟に裁量することが出来なければ、技術の進歩、国際化に的確に対応できず、ひいては権利者及び利用者の利益に反することになる。

・通信回線、特にインターネットを巡る情勢は急速に変化しており、従来は電話回線を通じて行うのが普通であった、音声通話やファクシミリ送信がインターネットを利用したものに変わりつつあり、2010年代にはすべてインターネットを通じたものに置き換えられる計画さえある（2004年8月25日付け朝日新聞夕刊1面）。

・管理事業者法の趣旨が「デジタル化、ネットワーク化という環境下」での著作権処理のありかたに適合することを目指しているのならば、このインターネットによる著作物の公衆送信を時代の基本的背景としてとらえ、それに積極的に前向きに対応するように、新しい技術に対して後ろ向きに対応をしないように、権利者、管理事業者を指導していくことを文化庁には期待したい。その上で、権利者、利用者双方の利益になる方向で権利保護、権利制限のありかたについて考えていくことが、求められているのではないか。

以上